平成３０年（フ）第８号
長崎県対馬市厳原町西里316番地
債務者　杉原まゆみ（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
大分市舞鶴町１丁目７番２―1402号（エイルマンション城址公園東）
債務者　村山　妙子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７５号
大分市三川下２丁目３番37号（メゾン・ド・ＴＥＲＲＡ203）
債務者　首藤　政茂
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１９２号
大分市大字上宗方406番地の１
債務者　日野　和美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９６号
宮崎県延岡市富美山町338番地46　今山コーポ　105
債務者　内倉　秀美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４３号
鹿児島県伊佐市菱刈川南1143番地
債務者　永池　次朗
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
鹿児島県出水市上鯖渕48―３　ひろせアパート103号、住民票上の住所鹿児島県出水市荘898番地１　カーサフェリーチェＢ202
債務者　瀬戸　恭太
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
鹿児島県出水市麓町21番39号　禅Ｉ102号
債務者　宮下　　優
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5315番地30　県営勝目団地５号棟305
債務者　長野　初美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
金沢市兼六元町14番21号　敬愛病院内、住民票上の住所石川県河北郡津幡町字中橋ロ12番地　センターブリッジ　103号（従前の住所）石川県かほく市大崎ト42番地
債務者　亀井塗装店こと　亀井　準一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４５号
長野県上田市古里1637番地７　ファミール茅野２階203号
債務者　三輪　久子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３４３号
京都市右京区太秦棚森町10番地37
債務者　大塚　眞己
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４４４号
京都府宇治市宇治半白26番地の14
債務者　南　多佳子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４８２号
京都府宇治市広野町西裏２番地の６
債務者　坂戸　良美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４９３号
京都市伏見区深草西浦町７丁目19番地　西浦住宅Ｂ205号
債務者　藏本　徳次
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５１８号
京都市下京区中堂寺前田町９番地　五条ミブマンション　507号室
債務者　細谷　祐司
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係